

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：エジプト国ポートサイド県廃棄物発生抑制・減量化アプローチ確立プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：エジプト国ポートサイド県廃棄物発生抑制・減量化
アプローチ確立プロジェクト

調達管理番号：24a00818

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月15日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エジプト国ポートサイド県廃棄物発生抑制・減量化アプローチ
確立プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。
(全費目不課税)

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月 ～ 2028年4月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年5月 ～ 2026年10月

第2期：2026年11月 ～ 2028年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制

限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の26%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の14%を限度とする。

第2期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の26%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の14%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2026年度（2027年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ第二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年1月21日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年1月22日 12時まで
3	質問への回答	2025年1月27日まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年2月7日 12時まで
5	プレゼンテーション	2025年2月13日 14時～（予定）
6	評価結果の通知日	2025年2月19日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「エジプト国プラスチック廃棄物管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00706010）の受注者（株式会社アイコンズ）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表

者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ZenWWDNNsE>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りいたします。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- 1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	住民・事業者向けのパイロットプロジェクト	第3条2.(2)

	の実施及び介入効果の測定	
2	プロジェクトの実施体制とワーキンググループの効果的な活用・運営方法	第3条2.(3)
3	効果的な広報活動	第3条2.(4)
4	本邦研修の目的・内容	第3条2.(5)

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年1月
- ・ RD署名：2024年12月17日

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本事業の目的と実施方針

JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）の「環境管理～JICA クリーン・シティ・イニシアティブ～」（以下、「JCCI」）のクラスター戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」²（以下、「廃棄物クラスター戦略」）において、途上国の廃棄物管理の状態を3つの発展段階³に区分しており、ポートサイド県は既に基礎的な廃棄物の収集・運搬から中間処理、最終処分までのシステムを一定程度構築できていることから、現在は第二段階～第三段階の間の段階にあると判断される。同国において、持続的な循環型社会を形成・推進していく上では、廃棄物のリサイクルや再資源化のみならず、根本的に廃棄物となる量を減らす取り組みも必要となるため、「減量化」に合わせて「発生抑制」の概念も併せて取り入れることが望ましい。他方、「減量化」や「発生抑制」を推進していく上では、行政による規制導入だけではなく、消費者や生産者自体の行動変容も伴う事が重要であり、実効性のある規制に加えて意識啓発や経済的なインセンティブ付け等を有機的に組み合わせたベストミックスを模索することが不可欠である。

本事業では、ポートサイド県の住民・事業者の双方を対象に、廃棄物の発生抑制・減量化⁴に資するパイロットプロジェクトを実施し、各種活動で実施した介入策を定量的・定性的に分析し、その結果を元にエジプトにおいて汎用性のある発生抑制・減量化の手法としての「ポートサイドアプローチ」を体系化・確立し、その他の県で

²https://www.jica.go.jp/activities/issues/env_manage/_icsFiles/afieldfile/2023/09/29/cluster_strategy.pdf

³ 廃棄物管理の発展段階とは、第一段階の収集・運搬から最終処分までの基礎的な廃棄物管理フローの確立による「公衆衛生の維持・改善」、第二段階の衛生埋立の実践や中間処理・リサイクルの推進による「適正な廃棄物管理、減量化による環境負荷の軽減」、第三段階の廃棄物となる総量を減らす発生抑制と資源の再利用化による「循環型社会の構築・推進」の3つを指す。

⁴ 本事業において、「発生抑制」とは財が消費される前の段階で廃棄物となる量自体を減らす介入策を指し、それに対して「減量化」は廃棄物となった後の廃棄物自体の総量を減らす介入策のことを指す。

の試行を目指す。

（２）住民・事業向けのパイロットプロジェクトの実施及び介入効果の測定

本事業では、活動 1-1～1-3 を通じて発生抑制・減量化による効果が最も大きい廃棄物を特定し、ポートサイド県の住民と事業者の双方を対象に、特定した廃棄物の発生抑制・減量化に資するパイロットプロジェクト⁵（活動 2-3、活動 3-3）を実施する。パイロットプロジェクトでは、特に「規制的ツール（Regulatory Tools）」、「経済的ツール（Economic Tools）」、「意識啓発ツール（Awareness Tools）」⁶の3つを切り口とした活動を計画・実施する。

また、パイロットプロジェクトによる介入効果を定量的・定性的に分析・評価するために、ベースライン調査（活動 2-2、活動 3-2）とエンドライン調査（活動 2-4、活動 3-4）⁷を実施する。パイロットプロジェクトの介入効果は「特定の廃棄物の減量効果（直接効果）」と「住民・事業者の意識変化・行動変容（間接効果）」の大きく2つに大別され、前者では直接的な廃棄物の「量」の変化を見るのに対して、後者ではパイロットプロジェクトによって住民・事業者の「意識」がどのように変わったのかを定量的・定性的に分析する。

（３）プロジェクトの実施体制とワーキンググループの効果的な活用・運営方法

本事業では廃棄物管理規制局（以下、「WMRA」という）とポートサイド県の廃棄物管理ユニット（以下、「WMU」という）の二つが主要カウンターパート（以下、「C/P」という）となるが、WMRA の事務所は首都カイロにあり、ポートサイド県には常駐していない点に留意が必要である。成果 2 と成果 3 のパイロットプロジェクトを主軸とした活動は主に WMU が活動主体になるが、成果 4 では「ポートサイドアプローチ」の普及展開の方法の検討や同アプローチの上流の政策や計画への打ち込みを目指すことから、WMU に加え、WMRA による積極的な参画が特に不可欠であるため、WMRA のプロジェクトへの巻き込み方やコミュニケーションの取り方には留意が必要である。

⁵ 受注者は「規制的ツール」、「意識啓発的ツール」、「経済的ツール」の3つを踏まえ、住民主体・事業主体のそれぞれのパイロットプロジェクト案（目的・活動・指標等）を提案すること。

⁶ 「規制的ツール」とは行政による直接的な規制導入を指す。「経済的ツール」とは住民・事業者が積極的に廃棄物の発生抑制・減量化に貢献するような経済的なインセンティブ・メカニズムを指す。「意識啓発ツール」とは住民・事業者が廃棄物の発生抑制・減量化の必要性・重要性を理解するための環境教育のような普及活動を指す。

⁷ 受注者はパイロットプロジェクトによる介入効果を図るために、パイロットプロジェクト案と共に、効果的なベースライン調査・エンドライン調査の内容・方法・頻度・対象者等を提案すること。また、住民・事業者の意識変化・行動変容を測定するためには、行動経済学や社会経済調査等で使用する手法等を念頭に検討すること。

なお、活動 4-1 では WMRA が主体となってカウンターパート・ワーキンググループ（以下、「C/P-WG」という）の設置と運営⁸を予定しており、C/P-WG では主に「ポートサイドアプローチ」の定義を関係者間で協議・合意形成を図り、また同アプローチの普及展開⁹の方法や上流の政策・計画への反映等に関して議論し、上位目標への道筋含めてプロジェクトの最終的な着地点を協議・決定する。

（４）効果的な広報

本事業で取り扱う住民・事業者を主体とした廃棄物の発生抑制・減量化のアプローチは従来 JICA が取り組んできた廃棄物管理の課題とは異なり、同国やアフリカ地域の中でも比較的先進的な事例となり得る可能性があることから、国内外を問わず、プロジェクトの進捗や成果等は積極的に広報を行う。特に、「アフリカきれいな街プラットフォーム（African Clean Cities Platform : ACCP）¹⁰」等を通じて、アフリカ諸国や他ドナーに対しても、積極的に広報¹¹を行う。

（５）本邦研修の目的・内容

本事業ではプロジェクト期間中に本邦研修を 1 回実施することを予定している。主要 C/P である WMU は 2023 年から立ち上がったポートサイド県内での部署の一つであり、職員の 4 名はいずれも必ずしも廃棄物管理が専門分野ではないことを踏まえ、日本の発生抑制・減量化の事例学習を主要テーマに据えつつ、日本の廃棄物管理の概要（収集・運搬、中間処理、最終処分等）等も併せて学べる研修プログラム¹²を想定している。想定する本邦研修の規模は後段の「第 4 条 2.（２）本邦研修」を参照。

⁸ 受注者は C/P の所在地や各種活動を考慮した上で、C/P-WG の開催の頻度や方法、具体的な協議事項等を念頭に、効果的な運用・活用方法を提案すること。第 2 条 2.（３）に記載の内容は C/P-WG の活用方法の想定のみであるため、上記に記載の内容以外での効果的な活用方法・協議内容の提案も柔軟に認めることとする。

⁹ 公示時点において、ポートサイドへ JICA 海外協力隊を派遣する具体的な計画はないが、ポートサイドアプローチの普及展開方法の策定においては、可能な範囲で JICA 海外協力隊（環境教育等）との連携も選択肢の一つとして検討すること。

¹⁰ ACCP とは、TICAD VI を契機として UN-Habitat、環境省、横浜市、JICA が設立したプラットフォームであり、メンバー各国・都市間の学び合い、知見共有を通じてアフリカ域内の廃棄物管理の向上を目指すもの。2024年9月時点では47カ国、190の都市がACCPに加盟している。

¹¹ 活動4-3にポートサイドアプローチの普及展開に係るセミナー・ワークショップの活動を定めており、受注者は効果的なセミナー・ワークショップの内容・開催頻度・想定参加者等も含めて、広報の活動案を提案すること。なお、広報の媒体は問わず、柔軟な提案を認めることとする。

¹² 受注者は廃棄物の発生抑制・減量化に係る日本の事例を学ぶのに効果的な研修プログラム（研修内容・視察先、期間、人数規模等）を提案すること。また、プログラムを検討するには廃棄物管理の基礎的な部分も併せて学べるような行程も含めること。

(6) JICA 課題別事業戦略の中での位置づけと必要なデータの取得

(1) に述べた通り、本業務はJCCIの廃棄物クラスター戦略に沿って実施するものである。同戦略の「5. クラスターの目標とモニタリング」にて、クラスター全体で達成を目指すアウトカムの状態とモニタリング指標を設定し、廃棄物管理サービス水準や廃棄物適正処分率等のデータを入手し、指標を確認して廃棄物管理の発展段階をモニタリングする方針を掲げており、(2) のベースライン調査及びエンドライン調査の際に同データを取得し、それぞれ業務進捗報告書及び業務完了報告書に含める。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動 1-1 : ポートサイド県の廃棄物管理の現状と課題を調査・分析する。

活動 1-2 : エジプト及びポートサイド県におけるリサイクルや排出抑制に関連する法制度や規制、ステークホルダーの現状や課題、ギャップをレビューし、分析する。

活動 1-3 : パイロット事業の対象地域と対象廃棄物（有機廃棄物、プラスチック廃棄物、紙廃棄物など）を特定する。

② 成果2に関わる活動

活動 2-1 : 活動 1-1～1-3 の内容を踏まえて、住民主体の廃棄物の発生抑制・減量化を促進するパイロット事業の計画を策定する。

活動 2-2 : 住民を対象としたパイロット事業計画策定のためのベースライン調査を実施する。

活動 2-3 : 活動 2-1 で定めた活動・計画に基づいて、パイロット事業を実施する。

活動 2-4 : パイロット事業の成果を測定するためのエンドライン調査を実施する。

活動 2-5 : パイロット事業の結果を元に、廃棄物の発生抑制・減量化に係る成果や教訓、課題を抽出し、分析・整理する。

活動 2-6 : 活動 2-5 で整理した教訓を元に、廃棄物の発生抑制・減量化の活動をポートサイド県に普及展開するための提言を作成する。

③ 成果 3 に関わる活動

活動 3-1 : 活動 1-1～1-3 の内容を踏まえて、事業者の廃棄物の発生抑制・減量化を促進するパイロット事業の計画を策定する。

活動 3-2 : 事業者を対象としたパイロット事業計画策定のためのベースライン調査を実施する。

活動 3-3 : 活動 3-1 で定めた活動・計画に基づいて、パイロット事業を実施する。

活動 3-4 : パイロット事業の成果を測定するためのエンドライン調査を実施する。

活動 3-5 : パイロット事業の結果を基に、廃棄物の発生抑制・減量化に係る成果や教訓、課題を抽出し、分析・整理する。

活動 3-6 : 活動 3-5 で整理した教訓を基に、廃棄物の発生抑制・減量化の活動をポートサイド県に普及展開するための提言を作成する。

④ 成果 4 に関わる活動

活動 4-1 : WMRA が主体となり、ワーキンググループを設置し、ポートサイド県の取り組み・経験の普及展開の方法を検討する。

活動 4-2 : ポートサイド県と住民・民間企業との協働による発生抑制アプローチが、ポートサイドアプローチとして取りまとめられる。

活動 4-3 : 他の県・公的機関、住民やドナー等の多様な関係者を巻き込んだセミナーやワークショップ¹³を開催する。

活動 4-4 : 活動 2-5、3-5 で確認された課題に対応するために必要な政策、計画、規制について、ワーキンググループの議論を通じて検討する。

活動 4-5 : 廃棄物の発生抑制・減量化を推進するためのポートサイドアプローチの普及計画を策定する。

¹³ 成果 2 や成果 3 で実施するパイロット事業を通じて明らかにする発生抑制・減量化のための「ポートサイドアプローチ」について発信するため、パイロット事業とは別に実施する。

(2) 本邦研修

本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 1 回
対象者	廃棄物管理規制庁（WMRA）、ポートサイド県（廃棄物管理ユニット）
参加者数	約 10 名/回
研修日数	約 14 日（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。
- 廃棄物クラスター戦略「5. クラスターの目標とモニタリング」にて定められた、クラスター全体で達成を目指すアウトカムの状態とモニタリング指標に関するデータを併せて収集する。
- 具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、WMRA 及びポートサイド県を対象とし、廃棄物管理能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 廃棄物クラスター戦略「5. クラスターの目標とモニタリング」にて定められた、クラスター全体で達成を目指すアウトカムの状態とモニタリング指標に関するデータを併せて収集する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 カ月以内	日本語 英語 アラビア語	電子データ	
モニタリングシート	半年に 1 回	英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本 CD-R	3 部 2 部
		英語	製本 CD-R	3 部 2 部
		アラビア語	製本 CD-ROM	4 部 4 部
事業完了報告書 (Project Completion Report)	契約履行期限末日	英語	電子データ	

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法（パイロットプロジェクト案・方向性を含む）
- ④ プロジェクト実施体制（JCC、C/P-WGの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ ベースライン・エンドライン調査の手法・計画
- ⑦ 業務フローチャート
- ⑧ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑨ 要員計画
- ⑩ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑪ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度

- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)ベースライン・エンドライン調査結果報告書
- (コ)その他活動実績

（5）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （1）ポートサイドアプローチの手法・内容・教訓をまとめた報告書
- （2）ポートサイドアプローチに関する好事例・教訓の普及教材
- （3）その他セミナー・ワークショップ資料

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- （3）詳細活動計画（WBS等の活用）
- （4）活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める¹⁴。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ベースライン調査	ポートサイド県でパイロットプロジェクト実施地区を選定し、対象地区の住民／事業者の一定数を対象に実施する。 廃棄物クラスター戦略「5.クラスターの目標とモニタリング」にて定められた、クラスター全体で達成を目指すアウトカムの状態とモニタリング指標に関するデータを併せて収集する。	1回	定額計上
2	エンドライン調査	パイロットプロジェクトの対象地区において、ベースライン調査と同じ対象者についてパイロットプロジェクトの効果測定を行う。 廃棄物クラスター戦略「5.クラスターの目標とモニタリング」にて定められた、クラスター全体で達成を目指すアウトカムの状態とモニタリング指標に関するデータを併せて収集する。	1回	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により

¹⁴ エジプト国内で再委託先が見つからない等の理由で再委託が難しい場合は、発注者と協議の上、代替案を検討する。

「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：エジプト・アラブ共和国（エジプト）

案件名：（和名） ポートサイド県廃棄物発生抑制・減量化アプローチ確立プロジェクト

（英名） Project for the Development of Waste Reduction/Minimization Approach in Port Said Governorate

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における廃棄物管理セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

エジプトでは、近年の急激な経済成長と人口増加により、廃棄物の排出量が増加傾向にあり、特にプラスチックごみは、一般廃棄物では年間約450万トン、産業廃棄物では年間約29万トンが排出されている。一般廃棄物として廃棄されているプラスチックごみのうち、約5%が再利用、約30%程度がリサイクルされ、それ以外は焼却及び埋立処理がなされている¹⁵。上記の通り、プラスチックごみについては、一定程度の再利用やリサイクルがなされている一方で、陸域での廃棄物の適正処理が十分に実施されていないため、プラスチックごみの海洋流出が急増することによる同国の近海の海洋汚染や生態系への影響が懸念されており、プラスチックごみの削減及び適切な処理が喫緊の課題となっている。

係る課題に対して、同国政府は2016年に発表した「持続的な開発戦略エジプトビジョン2030（Sustainable Development Strategy Egypt Vision 2030）」において、「廃棄物管理システムの効率性、持続性の改善」を目標に掲げ、①廃棄物関連機関の能力向上、②安定的な財源の確保、③インフォーマルセクターの包摂、④関連機関の連携メカニズムの構築、⑤廃棄物関連業務の労働安全衛生・環境配慮、⑥地方の廃棄物管理を監視する仕組みの構築等の事項に重点を置く方針を示している。また、同国の環境省は2020年に廃棄物管理法第202号（Law No. 202 of 2020/the Law on Waste Management）、2022年に同法の施行規則（Prime Minister Decision No.722 of 202, Executive Regulation for Law No.202 of 2020）を新たに制定するとともに、同法に基づいて廃棄物管理の国家戦略の策定や廃棄物の適正処理に係る規制やモニタリングに対応する廃棄物管理規制庁（Waste Management Regulatory Agency : WMRA）を新設し、統合的な廃棄物管理を推進している。

同国政府は廃棄物の中でも、有機ごみに次いで割合の多いプラスチックごみの削減を最優先課題と捉え、特にシングルユースプラスチックバッグ（Single Use Plastic Bag : SUPB）の使用を問題視しており、上記の廃棄物管理法及び施行規則において、SUPBの仕様・製造、輸出入、無償配布の禁止・有料化義務等を規定している。上記の流れを受け、同国の環境省は2020年に発表した「国家気候変動戦略2050（Egypt National Climate Cge Strategy 2050）」でも、「持続可能な経済成長と低排出開発の達成」に向けた生産・消費活動として、SUPBの使用制限や梱包材の減量化・再利用等の活動を挙げる等、2020年以降からSUPBの使用の抑制や海洋プラスチックごみ

¹⁵ UNIDO, “Study on Plastic Value Chain in Egypt”, <https://www.unido.org/sites/default/files/unido-publications/2022-12/Plastic-value-chain-in-Egypt-en.pdf>

の流出対策に資する多数のプログラムやイニシアティブを実施している。他方、上記のような法律の整備や SUPB の削減に係る戦略策定等が始められているものの、WMRA 自体が新設されたばかりの機関であることから、SUPB 含むプラスチックごみの減量化に資する活動等の知見・経験を十分に保有せず、更に各県内や自治体の中でもリサイクル産業も局所的にしか確立、ビジネス化されていないため、実行性を持つプラスチックごみへの対策の導入、実施が出来ていない。

プラスチックごみや有機ごみ等が大部分を占める都市ごみの総量を減らすためには、「プラスチックの根本的な使用量の削減（＝発生抑制）」と「都市ごみになった後の再利用・再資源化等の促進（＝減量化）」の二つを有機的に組み合わせる必要がある、それぞれ住民と事業者等の主体によっても取りうる対応策が異なるため、各主体に合わせた発生抑制・減量化のアプローチを検討・実践していくことが重要である。特に、各主体の行動変容を促すような意識啓発に加え、経済的なインセンティブの付与や自治体内での規制の導入等の多様な切り口から発生抑制・減量化の動機づけを行っていくことが求められる。係る状況を踏まえて、本事業ではポートサイド県の住民や事業者を対象に、発生抑制・減量化による効果が大きく見込まれるプラスチックごみや有機ごみ等の特定の廃棄物をターゲットにした発生抑制・減量化のパイロット事業を実施し、それらの活動から得られた教訓や課題を基に、各種提言や他県へ水平展開できる住民・事業者向けの発生抑制・減量化の手法（＝ポートサイドアプローチ）の確立を目指す。

（２）エジプトに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対エジプト・アラブ共和国 国別開発協力方針（2020年9月）」では、重点分野（中目標）として、「社会的包摂の促進」を定めており、廃棄物管理を含む環境問題への支援を位置付けている。また、本事業は、陸域の廃棄物管理の改善を通じてプラスチックごみの適正処理にも貢献することから、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組み」に貢献するものであり、我が国の協力方針とも合致する。

また、JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「環境管理（JICA クリーン・シティ・イニシアティブ）」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」においては、廃棄物管理システムの改善や都市圏等地域の行政・公的機関や国全体の廃棄物管理行政を担う機関の能力強化、また、環境への負荷が小さい循環型社会の実現に向けた支援を行うことを目標として掲げており、本事業の方向性とも合致する。なお、本事業は廃棄物の発生抑制・減量化の推進を通じて、同国の廃棄物量の削減と衛生環境の向上に資するものであり、SDGs ゴール 11「住み続けられる街づくりを」とゴール 12「つくる責任、つかう責任」、ゴール 14「海の豊かさを守ろう」へ貢献する。

（３）他の援助機関の対応

エジプトの廃棄物分野では、国際連合工業開発機関（United Nation Industrial Development Organization : UNIDO）が日本政府との連携により、「使い捨てプラスチックのバリューチェーンにおける循環型経済の実践計画（2021年～2024年）」を実施している他、ドイツ国際協力公社（German Development Cooperation : GIZ）が「National Solid Waste Management Program/ EU Green（2022年～2026年）」の実

施を通じて、地方の廃棄物管理ユニット（Waste Management Unit : WMU）のデータ収集、報告に関する能力強化支援を行っている。また、世界銀行は「Greater Cairo Air Pollution Management and Climate Change Project（2021年～2027年）」を実施しており、そのうちのコンポーネントのひとつとして、カイロでの大規模な廃棄物処理施設の建設と運営維持に係る技術指導を行っている。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、ポートサイド県において、廃棄物管理の現状分析と住民・事業者を対象としたパイロットプロジェクトを実施し、そのアプローチを体系化することにより、廃棄物の発生抑制・減量化に資するポートサイドアプローチの確立と普及展開に向けた WMRA の能力強化を図り、もってポートサイドアプローチの他県での試行に寄与するものである。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ポートサイド県、カイロ

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ポートサイド県の廃棄物管理関連機関、WMRA

最終受益者：ポートサイド県の住民・事業者

（4）事業実施期間

2025年6月～2028年5月を予定（計36カ月）

（5）事業実施体制

【実施機関】

- ・ 環境省
- ・ 廃棄物管理規制庁（WMRA）（事業監理、成果1～4）
- ・ 地域開発省
- ・ ポートサイド県（事務局長/事務局長補佐（Secretary General / Assistant Secretary General）及び廃棄物管理ユニット（WMU）（成果1～4）

（6）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

我が国の援助活動としては、「使い捨てプラスチックバックの削減及びリサイクルを通じた海洋プラスチック問題解決に係る情報収集・確認調査（2021年）」が実施されたほか、日本政府と UNIDO の連携により、「使い捨てプラスチックのバリューチェーンにおける循環型経済の実践計画（2021年～2024年）」が実施されている。その他にも、JICA は世界の多くの国で廃棄物分野の協力を展開しており、支援の実績及び経験を豊富に有していることから、これまでに蓄積された知見が、本事業の実施において活用されることが期待される。また、アフリカにおける廃棄物に関する知見・

経験の共有に向けて設立された、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（African Clean Cities Platform : ACCP）」と連携した情報発信や経験共有についても、プロジェクトの進捗を踏まえて可能性を検討することが望ましい。

2) 他の開発協力機関等の活動

上記の2. (3) で挙げた開発協力機関のうち、GIZ、UNIDO のプロジェクトは、本事業と同様に WMRA がカウンターパート機関であり、共通した課題に対する支援であることから、積極的な情報共有、連携を行うことで、高い相乗効果が期待される。特に、UNIDO はプラスチックに係る政策立案の支援や産業団体へのプラスチック規制に係る啓発活動等を実施しており、本事業の事業者主体のパイロット活動の内容・結果を共有することで、より包括的なプラスチックに係る政策立案や産業団体への啓発活動に貢献することが期待される。また、GIZ は他県の WMU を主体としたキャパシティ・ビルディングを行っているため、本事業での取り組みや結果を共有することで、GIZ が対象する県においても廃棄物の発生抑制・減量化のアプローチを試行・展開されることに期待できる。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）に照らして、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業は、廃棄物の発生を抑制することによって、温室効果ガス（GHG）排出削減効果が期待できるため、気候変動対策（緩和）に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>

詳細計画策定調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、パイロット事業計画策定においては、可能な限り女性の声を反映させ、ジェンダーの視点に立った活動を検討する予定であり、パイロット活動の実施においても、啓発活動や研修への参加者を選出する際にジェンダーバランスを考慮する計画である。

(8) その他特記事項

特に無し。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

廃棄物の発生抑制・減量化に資するポートサイドアプローチが他の県で試行される。

【指標】

- ・ ○○以上の県がポートサイドアプローチを試行する。

(2) プロジェクト目標：

廃棄物の発生抑制・減量化に資するポートサイドアプローチが確立され、他の県への普及展開に向けたWMRAの能力が強化される。

【指標】

- ・ 包括的な資料（報告書、文書、プレゼンテーション、データセットなど）がポートサイドアプローチとして取りまとめられる。
- ・ ポートサイド県の協力の下、ポートサイドアプローチの普及計画がWMRAの年間計画に反映される。
- ・ ○○名以上のWMRA職員が、ポートサイドアプローチの普及に関するセミナーやワークショップ開催の経験を得る。
- ・ ポートサイドアプローチの実施により、ポートサイド県における対象廃棄物の発生が抑制される。

※各指標の目標値は本事業開始後協議の上決定する。

(3) 成果：

成果1： ポートサイド県の廃棄物管理に係る現状と課題が整理される。

成果2： パイロット事業を通じて住民の発生抑制・減量化に資する活動が実施される。

成果3： パイロット事業を通じて事業者の発生抑制・減量化に資する活動が実施される。

成果4： 県及び住民・民間による廃棄物の発生抑制・減量化アプローチが体系化される。

(4) 主な活動：

成果1

1-1 ポートサイド県の廃棄物管理の現状と課題を調査・分析する。

1-2 エジプト及びポートサイド県におけるリサイクルや排出抑制に関連する法制度や規制、ステークホルダーの現状や課題、ギャップをレビューし、分析する。

1-3 パイロット事業の対象地域と対象廃棄物（有機廃棄物、プラスチック廃棄物、紙廃棄物など）を特定する。

成果2

2-1 活動1-1～1-3の内容を踏まえて、住民主体の廃棄物の発生抑制・減量化を促進するパイロット事業の計画を策定する。

2-2 住民を対象としたパイロット事業計画策定のためのベースライン調査を実施する。

- 2-3 活動 2-1 で定めた活動・計画に基づいて、パイロット事業を実施する。
- 2-4 パイロット事業の成果を測定するためのエンドライン調査を実施する。
- 2-5 パイロット事業の結果を元に、廃棄物の発生抑制・減量化に係る成果や教訓、課題を抽出し、分析・整理する。
- 2-6 活動 2-5 で整理した教訓を元に、廃棄物の発生抑制・減量化の活動をポートサイド県に普及展開するための提言を作成する。

成果 3

- 3-1 活動 1-1～1-3 の内容を踏まえて、事業者の廃棄物の発生抑制・減量化を促進するパイロット事業の計画を策定する。
- 3-2 事業者を対象としたパイロット事業計画策定のためのベースライン調査を実施する。
- 3-3 活動 3-1 で定めた活動・計画に基づいて、パイロット事業を実施する。
- 3-4 パイロット事業の成果を測定するためのエンドライン調査を実施する。
- 3-5 パイロット事業の結果を基に、廃棄物の発生抑制・減量化に係る成果や教訓、課題を抽出し、分析・整理する。
- 3-6 活動 3-5 で整理した教訓を基に、廃棄物の発生抑制・減量化の活動をポートサイド県に普及展開するための提言を作成する。

成果 4

- 4-1 WMRA が主体となり、ワーキンググループを設置し、ポートサイド県の取り組み・経験の普及展開の方法を検討する。
- 4-2 ポートサイド県と住民・民間企業との協働による発生抑制アプローチが、ポートサイドアプローチとして取りまとめられる。
- 4-3 他の県・公的機関、住民やドナー等の多様な関係者を巻き込んだセミナーやワークショップを開催する。
- 4-4 活動 2-5、3-5 で確認された課題に対応するために必要な政策、計画、規制について、ワーキンググループの議論を通じて検討する。
- 4-5 廃棄物の発生抑制・減量化を推進するためのポートサイドアプローチの普及計画を策定する。

5.前提条件・外部条件

(1)前提条件:

- ・ 適切な人員・人数が配置されていること。
- ・ カウンターパートの予算が適切に配賦されていること。
- ・ 住民及び民間企業の活動への協力が得られること。

(2)外部条件:

- ・ ポートサイドアプローチを推進するための取り組みが、環境省、地方開発省、

関連当局によって継続される。

- ・ エジプト及びポートサイド県の廃棄物管理政策・戦略に大きな変更が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

フィリピンで実施された「地方都市における適正固形廃棄物管理プロジェクト（2007年～2010年）」では、廃棄物管理に係るモデルケースを確立し、他の地方都市へ水平展開することを想定していた。しかし、廃棄物管理を所管する中央政府のキャパシティ不足により、モデルの普及展開の実施が困難であった。また、モンゴルで実施された「ウランバートル市廃棄物管理能力強化プロジェクト（2009年～2012年）」は市の廃棄物管理体制の改善を目的に実施されたが、主要なカウンターパートが新設されて間もない部署であり、ごみ収集業者や他の行政機関との連携において、調整能力不足の課題が生じた。

これらの案件からの教訓は、計画策定段階でカウンターパート機関の組織能力や調整能力を適切に把握し、能力不足による実施面でのリスクを回避するべきという点である。本事業においては、これらの教訓を踏まえ、カウンターパート機関の所掌業務及び組織能力を確認し、ポートサイド県の活動においては、県政府の事務局長／事務局長補佐をプロジェクトコーディネーターとして配置することで、関係者との連携、調整を円滑化する計画とした。また、プロジェクト活動においてはオンザジョブトレーニング（On the Job Training : OJT）による職員的能力強化を推進していく予定である。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：廃棄物の発生抑制・減量化に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案して下さい。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国（中東地域の経験があれば望ましい）
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025年5月上旬より業務を開始し、2028年4月下旬の終了まで、36ヶ月を2期に分けて複数年度にわたる業務実施契約にて実施することを想定しています。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 42.32 人月

本邦研修に関する業務人月1.90を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。
なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

2) 渡航回数を目途 全29回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- エンドライン調査

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- African Solid Waste Management Data Book 2019
- 討議議事録（Records of Discussions: R/D）

2) 公開資料

➤ 詳細計画策定調査報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000051881.pdf>

➤ Guide for Environmental Education on Solid Waste Management in Africa

https://www.africancleancities.org/sites/default/files/2023-06/1_Guidebook_for_Environmental_Education_on_Solid_Waste_Management_in_Africa.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）は基本的にアラビア語です。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.htm>

↓

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

214,994,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（24,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ベースライン、エンドライン調査	6,000,000円	現地再委託	再委託費

2	住民・事業者向けのパイロットプロジェクト実施	10,000,000円	パイロットプロジェクトは、住民と事業者向けを別に実施、期間は最長1年半。その間の住民説明会やワークショップの開催費、必要な資材の購入等が含まれる。	一般業務費
3	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	8,000,000円	報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費2,479,800円）	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目		配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力		(10)	
(1) 類似業務の経験		6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等		(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)		3	
イ) ワークライフバランス認定		1	
2. 業務の実施方針等		(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法		60	
(2) 要員計画/作業計画等		(10)	
ア) 要員計画		5	
イ) 作業計画		5	
3. 業務従事予定者の経験・能力		(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価		業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
①	1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
	ア) 類似業務等の経験	10	4
	イ) 業務主任者等としての経験	4	2
	ウ) 語学力	4	1
	エ) その他学位、資格等	2	1
②	2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
	ア) 類似業務等の経験	-	4
	イ) 業務主任者等としての経験	-	2
	ウ) 語学力	-	1
	エ) その他学位、資格等	-	1
③	3) 業務管理体制	(-)	(4)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

 2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上